

## (2) 届出対象行為（法第16条第1項、第7項）

届出対象行為の種類、規模は次に示すとおりとし、これら全ての行為を特定届出対象行為（景観法第17条1項）とします。

景観計画区域内で届出を行う場合は、(3)に示す景観形成方針や景観形成基準（行為の制限）に適合する必要があります。

なお、景観形成方針は、市民、事業者及び行政の自主的な景観形成や相互に連携、協力した景観形成を進める指針となるものです。届出対象規模に満たない行為についても、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった建築物等の計画とすることが求められます。

### ○建築物

区 域	届出対象となる建築物	届出対象行為
基本届出区域	(1) 敷地面積が2,000㎡以上の建築物で高さが10m以上であるもの (2) 延べ面積が5,000㎡を超える建築物で地階を除く階数が6以上であるもの	新築、増築（増築後の延べ面積が従前の延べ面積の1.5倍以内のものを除く。）、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等（修繕、模様替若しくは色彩の変更をいう。以下同じ。）でその修繕等に係る面積が従前の外観に係る面積の2分の1を超えるもの
重点届出区域	規模にかかわらず全て	新築、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等でいずれかの面の修繕に係る面積がその面の従前の外観に係る面積の2分の1を超えるもの

### ○工作物1

区 域	届出対象となる工作物	届出対象行為
基本届出区域	(1) 高架の道路又は高架の鉄道で道路面又は線路の施工基面の地表面からの高さが5m以上の区間が350m以上連続しているもの（これらの附属施設を含む。）	施工延長が350mを超える建設又は外観を変更することとなる修繕等
	(2) 川幅の平均が100m以上の河川の護岸	施工延長が100mを超える建設又は外観を変更することとなる修繕等
	(3) 橋長が100m以上の橋梁	施工延長が100mを超える建設又は外観を変更することとなる修繕等
	(4) 前3号に掲げるもののほか、これらに類する規模及び形態の工作物	建設又は外観を変更することとなる修繕等

重点届出区域	(1) 高架の道路又は高架の鉄道で道路面又は線路の施工基面の地表面からの高さが5m以上の区間が350m以上連続しているもの(これらの附属施設を含む。)	施工延長が350mを超える建設又は外観を変更することとなる修繕等
	(2) 川幅の平均が50m以上の河川の護岸	施工延長が50mを超える建設又は外観を変更することとなる修繕等
	(3) 橋梁	建設又は外観を変更することとなる修繕等
	(4) 前3号に掲げるもののほか、これらに類する規模及び形態の工作物	建設又は外観を変更することとなる修繕等

## ○工作物2

区 域	届出対象となる工作物	届出対象行為
基本届出区域	(1) 煙突、電波塔、広告塔その他これらに類する工作物で高さが20mを超えるもの	新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等でその修繕等に係る面積が従前の外観に係る面積の2分の1を超えるもの
重点届出区域	(2) 建築物に設置する煙突、電波塔、広告塔その他これらに類する工作物で、高さが10mを超えるものであって、かつ、当該建築物との高さの合計が20mを超えるもの	

## ○工作物3

区 域	届出対象となる工作物	届出対象行為
基本届出区域	コースター、観覧車その他これらに類する遊戯施設	新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等でその修繕等に係る面積が従前の外観に係る面積の2分の1を超えるもの
重点届出区域		